電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則

(平成十年三月三十一日大蔵省令第四十三号)

最終改正: 平成二八年三月三十一日財務省令第二六号

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する 法律(平成十年法律第二十五号)の規定に基づき、電子計算機を使用して作成する 国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則を次のように定め る。

(定義)

- 第一条 この省令において、「国税」、「国税関係帳簿書類」、「電磁的記録」、「保存義務者」、「納税地等」、「電子取引」又は「電子計算機出力マイクロフィルム」とは、それぞれ電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成十年法律第二十五号。以下「法」という。)第二条 に規定する国税、国税関係帳簿書類、電磁的記録、保存義務者、納税地等、電子取引又は電子計算機出力マイクロフィルムをいう。
- 2 この省令において、「電子計算機処理」とは、電子計算機を使用して行われる情報 の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理 をいう。

(税関長が所轄庁となる場合)

第二条 法第四条第一項 に規定する財務省令で定める場合は、国税関係帳簿(法第 二条第二号 に規定する国税関係帳簿をいう。以下同じ。)が消費税法施行令 (昭和 六十三年政令第三百六十号)第七十一条第三項(帳簿の備付け)、酒税法施行令(昭和三十七年政令第九十七号)第五十二条第四項(帳簿の記載事項)、たばこ税法施行令(昭和六十年政令第五号)第十七条第五項(帳簿の記載事項)、揮発油税法施行令(昭和三十二年政令第五十七号)第十七条第五項(帳簿の記載事項)、石油ガス税法施行令(昭和四十一年政令第五号)第二十一条第四項(帳簿の記載事項)又は石油石炭税法施行令(昭和五十三年政令第百三十二号)第二十条第六項、第八項若しくは第九項(帳簿の記載事項)の帳簿である場合とする。(国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)

- 第三条 法第四条第一項 の承認を受けている保存義務者は、次に掲げる要件に従って当該承認を受けている国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をしなければならない。
- 一 当該国税関係帳簿に係る電子計算機処理に、次に掲げる要件を満たす電子計算機処理システム(電子計算機処理に関するシステムをいう。以下同じ。)を使用すること。
- イ 当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。
- ロ 当該国税関係帳簿に係る記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の期間を 経過した後に行った場合には、その事実を確認することができること。
- 二 当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項と当該国税関係帳簿に関連する国税関係帳簿(以下この号において「関連国税関係帳簿」という。)の記録事項(当該関連国税関係帳簿が、法第四条第一項又は第五条第一項若しくは第三項の承認を受けているものである場合には、当該関連国税関係帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項)との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと。

- 三 当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に併せて、次に掲げる書類(当該国税関係帳簿に係る電子計算機処理に当該保存義務者が開発したプログラム(法第六条第一項に規定するプログラムをいう。以下この条及び第五条第二項において同じ。)以外のプログラムを使用する場合にはイ及び口に掲げる書類を除くものとし、当該国税関係帳簿に係る電子計算機処理を他の者(当該電子計算機処理に当該保存義務者が開発したプログラムを使用する者を除く。)に委託している場合にはハに掲げる書類を除くものとする。)の備付けを行うこと。
- イ 当該国税関係帳簿に係る電子計算機処理システムの概要を記載した書類
- ロ 当該国税関係帳簿に係る電子計算機処理システムの開発に際して作成した書類
- ハ 当該国税関係帳簿に係る電子計算機処理システムの操作説明書
- 二 当該国税関係帳簿に係る電子計算機処理並びに当該国税関係帳簿に係る電磁的 記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類(当該電子計算機処 理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書並びに当該国税関係 帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類)
- 四 当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をする場所に当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、当該電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにしておくこと。
- 五 当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能 (次に掲げる要件を満たすものに限る。)を確保しておくこと。
- イ 取引年月日、勘定科目、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目(以下この号において「記録項目」という。)を検索の条件として設定することができること。

- ロ 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること。
- ハ 二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること。
- 2 前項(第一号、第二号及び第五号ハに係る部分を除く。)の規定は、法第四条第二項 の承認を受けている保存義務者の当該承認を受けている国税関係書類(法第二条第二号 に規定する国税関係書類をいう。以下同じ。)に係る電磁的記録の保存について準用する。この場合において、前項第五号イ中「、勘定科目、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目」とあるのは「その他の日付」と、同号ロ中「日付又は金額」とあるのは「日付」と読み替えるものとする。
- 3 法第四条第三項 に規定する財務省令で定める書類は、国税関係書類のうち、棚卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに計算、整理又は決算に関して作成されたその他の書類とする。
- 4 法第四条第三項 に規定する財務省令で定める装置は、スキャナ(原稿台と一体となったものに限る。次項第二号において「スキャナ」という。)とする。
- 5 法第四条第三項 の承認を受けている保存義務者は、次に掲げる要件に従って当該承認を受けている国税関係書類に係る電磁的記録の保存をしなければならない。
- ー 次に掲げるいずれかの方法により入力すること。
- イ 当該国税関係書類に係る記録事項の入力をその作成又は受領後、速やかに行うこと。
- ロ 当該国税関係書類に係る記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の期間を 経過した後、速やかに行うこと(当該国税関係書類の作成又は受領から当該入力ま での各事務の処理に関する規程を定めている場合に限る。)。
- 二 前号の入力に当たっては、次に掲げる要件を満たす電子計算機処理システムを 使用すること。

- イ スキャナ(次に掲げる要件を満たすものに限る。)を使用する電子計算機処理システムであること。
- (1) 解像度が、日本工業規格(工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第十七条第一項(日本工業規格)に規定する日本工業規格をいう。第六号二及び次条第一項第四号において以下同じ。)Z六〇一六附属書AのA・一・二に規定する一般文書のスキャニング時の解像度である二十五・四ミリメートル当たり二百ドット以上で読み取るものであること。
- (2) 赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ二百五十六階調以上で読み取るものであること。
- ロ 当該国税関係書類をスキャナで読み取る際に(当該国税関係書類の作成又は受領をする者が当該国税関係書類をスキャナで読み取る場合にあっては、その作成又は受領後その者が署名した当該国税関係書類に特に速やかに)、一の入力単位ごとの電磁的記録の記録事項に一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプ(次に掲げる要件を満たすものに限る。第八条第一項第一号において「タイムスタンプ」という。)を付すこと。
- (1) 当該記録事項が変更されていないことについて、当該国税関係書類の保存期間 (国税に関する法律の規定により国税関係書類の保存をしなければならないこととさ れている期間をいう。)を通じ、当該業務を行う者に対して確認する方法その他の方 法により確認することができること。
- (2) 課税期間(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二条第九号(定義)に 規定する課税期間をいう。)中の任意の期間を指定し、当該期間内に付したタイムス タンプについて、一括して検証することができること。
- ハ 当該国税関係書類をスキャナで読み取った際の次に掲げる情報(<u>当該国税関係書</u> 類の作成又は受領をする者が当該国税関係書類をスキャナで読み取る場合におい

- て、当該国税関係書類の大きさが日本工業規格 A 列四番以下であるときは、(1)に掲げる情報に限る)を保存すること。
- (1) 解像度及び階調に関する情報
- (2) 当該国税関係書類の大きさに関する情報
- 二 当該国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。
- 三 当該国税関係書類に係る記録事項の入力を行う者又はその者を直接監督する者 に関する情報を確認することができるようにしておくこと。
- 四 当該国税関係書類の作成又は受領から当該国税関係書類に係る記録事項の入力までの各事務について、その適正な実施を確保するために必要なものとして次に掲げる事項(当該保存義務者が中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)第二条第五項(中小企業者の範囲及び用語の定義)に規定する小規模企業者である場合であって、口に規定する定期的な検査を国税通則法第七十四条の九第三項第二号(納税義務者に対する調査の事前通知等)に規定する税務代理人が行うこととしているときは、イに掲げる事項を除く。)に関する規程を定めるとともに、これに基づき当該各事務を処理すること。
- イ 相互に関連する当該各事務(当該国税関係書類の作成又は受領をする者が当該 国税関係書類をスキャナで読み取る場合にあっては、その作成又は受領に関する事 務を除き、当該国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項の確認を行う事務を含 むものに限る)について、それぞれ別の者が行う体制
- ロ 当該各事務に係る処理の内容を確認するための定期的な検査を行う体制及び手続
- ハ 当該各事務に係る処理に不備があると認められた場合において、その報告、原因 究明及び改善のための方策の検討を行う体制

- 五 当該国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項と当該国税関係書類に関連する国税関係帳簿の記録事項(当該国税関係帳簿が、法第四条第一項 又は第五条第一項 若しくは第三項 の承認を受けているものである場合には、当該国税関係帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項)との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと。
- 六 当該国税関係書類に係る電磁的記録の保存をする場所に当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、映像面の最大径が三十五センチメートル以上のカラーディスプレイ及びカラープリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、当該電磁的記録をカラーディスプレイの画面及び書面に、次のような状態で速やかに出力することができるようにしておくこと。
- イ 整然とした形式であること。
- ロ 当該国税関係書類と同程度に明りょうであること。
- ハ 拡大又は縮小して出力することが可能であること。
- 二 国税庁長官が定めるところにより日本工業規格Z八三○五に規定する四ポイントの 大きさの文字を認識することができること。
- 七 第一項第三号及び第五号の規定は、法第四条第三項 の承認を受けている保存 義務者の当該承認を受けている国税関係書類に係る電磁的記録の保存について準 用する。この場合において、同号イ中「、勘定科目」とあるのは、「その他の日付」と読 み替えるものとする。
- 6 法第四条第三項 の承認を受けている保存義務者は、国税関係書類のうち国税庁 長官が定める書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する場合には、前項 第一号、第二号ハ((2)に係る部分に限る。)及び第四号に掲げる要件にかかわら ず、当該電磁的記録の保存に併せて、当該電磁的記録の作成及び保存に関する事 務の手続を明らかにした書類(当該事務の責任者が定められているものに限る。)の

備付けを行うことにより、当該国税関係書類に係る電磁的記録の保存をすることができる。この場合において、同項の規定の適用については、同項第二号イ(2)中「赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ」とあるのは「白色から黒色までの階調が」と、同号ロ中「(当該国税関係書類の作成又は受領をする者が当該国税関係書類をスキャナで読み取る場合にあっては、その作成又は受領後その者が署名した当該国税関係書類について特に速やかに)とあるのは「、又は当該国税関係書類の作成又は受領をする者が当該国税関係書類をスキャナで読み取る場合におけるその作成又は受領後その者が署名した当該国税関係書類について特に速やかに」と、同項第六号中「カラーディスプレイ」とあるのは「ディスプレイ」と、「カラープリンタ」とあるのは「プリンタ」とする。

(国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)

- 第四条 法第五条第一項 の承認を受けている保存義務者は、前条第一項各号に掲 げる要件及び次に掲げる要件に従って当該承認を受けている国税関係帳簿に係る 電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる 保存をしなければならない。
- ー 当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて、次に掲げる書類の備付けを行うこと。
- イ 当該電子計算機出力マイクロフィルムの作成及び保存に関する事務手続を明らか にした書類
- ロ 次に掲げる事項が記載された書類
- (1) 保存義務者(保存義務者が法人である場合には、当該法人の国税関係帳簿の保存に関する事務の責任者である者)の当該国税関係帳簿に係る電磁的記録(前条第一項第一号イ及び口に規定する事実及び内容に係るものを含む。)が真正に出力さ

- れ、当該電子計算機出力マイクロフィルムが作成された旨を証する記載及び記名押 印
- (2) 当該電子計算機出力マイクロフィルムの作成責任者の記名押印
- (3) 当該電子計算機出力マイクロフィルムの作成年月日
- 二 当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて、国税関係帳簿の種類、取引年月日その他の日付及び勘定科目(勘定科目が主要な記録項目でない国税関係帳簿にあっては、勘定科目を除く。)を特定することによりこれらに対応する電子計算機出力マイクロフィルムを探し出すことができる索引簿の備付けを行うこと。
- 三 当該電子計算機出力マイクロフィルムごとの記録事項の索引を当該索引に係る電子計算機出力マイクロフィルムに出力しておくこと。
- 四 当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存をする場所に、日本工業規格B七一 八六に規定する基準を満たすマイクロフィルムリーダプリンタ及びその操作説明書を 備え付け、当該電子計算機出力マイクロフィルムの内容を当該マイクロフィルムリー ダプリンタの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力する ことができるようにしておくこと。
- 五 当該国税関係帳簿の保存期間(国税に関する法律の規定により国税関係帳簿の保存をしなければならないこととされている期間をいう。)の初日から当該国税関係帳簿に係る国税の国税通則法第二条第七号(定義)に規定する法定申告期限(当該法定申告期限のない国税に係る国税関係帳簿については、当該国税の同条第八号に規定する法定納期限)後三年を経過する日までの間(当該保存義務者が当該国税関係帳簿に係る国税の納税者(同条第五号に規定する納税者をいう。)でない場合には、当該保存義務者が当該納税者であるとした場合における当該期間に相当する期間)、当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて前条第一項第四号及び第五号に掲げる要件に従って当該電子計算機出力マイクロフィルムに係る電磁的

記録の保存をし、又は当該電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項の検索をすることができる機能(同号に規定する機能に相当するものに限る。)を確保しておくこと。

- 2 前条第一項(第三号に係る部分に限る。)及び前項(各号に係る部分に限る。)の規定は、法第五条第二項の承認を受けている保存義務者の当該承認を受けている国税関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存について準用する。この場合において、前項第二号中「国税関係帳簿の種類、取引年月日その他の日付及び勘定科目(勘定科目が主要な記録項目でない国税関係帳簿にあっては、勘定科目を除く。)」とあるのは「国税関係書類の種類及び取引年月日その他の日付」と、同項第五号中「前条第一項第四号」とあるのは「前条第二項において準用する同条第一項第四号」と読み替えるものとする。
- 3 法第五条第三項 に規定する財務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 法第四条第一項 又は第二項 の承認を受けている国税関係帳簿書類の全部又は一部について、その保存期間(国税に関する法律の規定により国税関係帳簿書類の保存をしなければならないこととされている期間をいう。以下この項において同じ。)のうち法第九条 において準用する法第六条第一項 又は第二項 の申請書に記載することにより当該国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の保存をする期間としてあらかじめ特定する期間が経過した日以後の期間(電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする日以後の期間に限る。)につき電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする日以後の期間に限る。)とする場合
- 二 法第四条第一項 又は第二項 の承認を受けている国税関係帳簿書類の全部又は一部について、その保存期間の全期間(電子計算機出カマイクロフィルムによる保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする日以後の期間に限る。)につき電子計

算機出力マイクロフィルムによる保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする場合

4 第一項及び第二項の規定は、法第五条第三項 の承認を受けている保存義務者 の当該承認を受けている国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マ イクロフィルムによる保存について準用する。

(電磁的記録による保存等の承認の申請等)

- 第五条 法第六条第一項 又は第二項 に規定する財務省令で定める事項は、次に掲 げる事項とする。
- 一 申請者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在 地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法行政手続における特定 の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第十五項(定義)に規定する法人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地)
- 二 申請に係る国税関係帳簿書類の保存場所及び納税地等
- 三 法第六条第一項 に規定する備付けを開始する日又は同条第二項 に規定する代える日
- 四 法第六条第一項 ただし書又は第二項 ただし書の規定により提出する申請書で ある場合には、これらの規定に規定する設立の日
- 五 申請に係る国税関係帳簿書類の全部又は一部が、法第七条第一項 の規定による届出書を提出し、又は法第八条第二項 の規定による通知を受けたことのあるものである場合には、その旨及び当該届出書を提出し、又は当該通知を受けた年月日

- 六 申請者が、第三条に規定する要件を満たすためにとろうとする措置
- 七 その他参考となるべき事項
- 2 法第六条第一項 又は第二項 に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類(申請に係る国税関係帳簿書類に係る電子計算機処理に申請者が開発したプログラム以外のプログラムを使用する場合には、第一号に掲げる書類を除く。)とする。
- 一 申請に係る国税関係帳簿書類に係る電子計算機処理システムの概要を記載した 書類
- 二 申請に係る国税関係帳簿書類に係る電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類(当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書の写し)
- 三 申請書の記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類
- 3 法第六条第六項 (法第七条第三項 において準用する場合を含む。)の規定により法第六条第六項 に規定する所轄外税務署長を経由して同条第一項 又は第二項の申請書(法第七条第三項 において準用する場合にあっては、同条第一項 又は第二項 の届出書)を所轄税務署長等(法第四条第一項 に規定する所轄税務署長等をいう。次条において同じ。)に提出しようとする保存義務者は、当該申請書に法第六条第六項 に規定する便宜とする事情の詳細を記載しなければならない。

(電磁的記録による保存等の承認に係る変更)

第六条 法第七条第一項 に規定する保存義務者は、同項 に規定する電磁的記録に 係る承認済国税関係帳簿書類の全部又は一部について、法第四条第一項 に規定 する電磁的記録の備付け及び保存又は同条第二項 若しくは第三項 に規定する電 磁的記録の保存をやめようとする場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した 法第七条第一項 の届出書を所轄税務署長等に提出しなければならない。

- ー 届出者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在 地及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、氏 名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地)
- 二 届出に係る国税関係帳簿書類の保存場所及び納税地等
- 三 届出に係る国税関係帳簿書類について法第四条 各項のいずれかの承認を受け た年月日又は当該承認があったものとみなされた年月日
- 四 電磁的記録による備付け及び保存をやめようとする国税関係帳簿又は電磁的記録による保存をやめようとする国税関係書類の種類及びそのやめようとする理由
- 五 その他参考となるべき事項
- 2 法第七条第二項 に規定する保存義務者は、同項 に規定する申請書に記載した 事項(国税関係帳簿書類の種類を除く。)の変更をしようとする場合には、あらかじ め、その旨及び次に掲げる事項を記載した同項 の届出書を所轄税務署長等に提出 しなければならない。この場合において、当該変更が当該申請書に添付した書類に 係るものであるときは、当該書類に当該変更をしようとする内容を記入して、当該届 出書に添付するものとする。
- 一届出者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在 地及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、氏 名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地)
- 二 届出に係る国税関係帳簿書類の保存場所及び納税地等
- 三 届出に係る国税関係帳簿書類について法第四条 各項のいずれかの承認を受け た年月日又は当該承認があったものとみなされた年月日
- 四 変更をしようとする事項及び当該変更の内容
- 五 その他参考となるべき事項

(電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用)

第七条 前二条の規定は、法第九条 において準用する法第六条 から第八条 まで の規定を適用する場合について準用する。

(電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)

- 第八条 法第十条 に規定する保存義務者は、電子取引を行った場合には、次項又は 第三項に定めるところにより同条 ただし書の書面又は電子計算機出力マイクロフィ ルムを保存する場合を除き、当該電子取引の取引情報(法第二条第六号 に規定す る取引情報をいう。)に係る電磁的記録を、当該取引情報の受領が書面により行われ たとした場合又は当該取引情報の送付が書面により行われその写しが作成されたと した場合に、国税に関する法律の規定により、当該書面を保存すべきこととなる場所 に、当該書面を保存すべきこととなる期間、次の各号に掲げるいずれかの措置を行 い、第三条第一項第四号並びに同条第五項第七号において準用する同条第一項第 三号(同号イに係る部分に限る。)及び第五号に掲げる要件に従って保存しなければ ならない。
- 一 当該取引情報の授受後遅滞なく、当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付すとともに、当該電磁的記録の保存を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこと。
- 二 当該電磁的記録の記録事項について正当な理由がない訂正及び削除の防止に 関する事務処理の規程を定め、当該規程に沿った運用を行い、当該電磁的記録の 保存に併せて当該規程の備付けを行うこと。
- 2 法第十条 ただし書の規定により同条 ただし書の書面の保存をする保存義務者 は、当該書面を、前項に規定する場所に、同項に規定する期間、整理して保存しなければならない。この場合においては、当該書面は、整然とした形式及び明瞭な状態で出力しなければならない。

3 法第十条 ただし書の規定により同条 ただし書の電子計算機出力マイクロフィルムの保存をする保存義務者は、当該電子計算機出力マイクロフィルムを、第一項に規定する場所に、同項に規定する期間、第四条第二項において準用する同条第一項第一号(同号口に係る部分に限る。)から第四号までに掲げる要件に従って保存しなければならない。

附則

この省令は、平成十年七月一日から施行する。

附 則 (平成一二年七月一二日大蔵省令第六五号)

この省令は、平成十三年三月一日から施行する。

附 則 (平成一二年八月二一日大蔵省令第六九号)

- 1 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、第百八十一条第一項、 第百八十二条第一項(改正前国共済施行規則第七十八条中「十二分の二」とあるの は「九分の二」と読み替える部分に限る。)及び第二項並びに第百八十三条第一項の 規定は、公布の日から施行する。
- 2 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式による用紙は、当 分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則 (平成一五年九月三〇日財務省令第九一号)

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成一七年一月三一日財務省令第一号)

- 1 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。
- 2 改正後の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第八条第一項の規定は、この省令の施行の日以後に行う電子取引の取引情報(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成十年法律第二十五号)第十条に規定する電子取引の取引情報をいう。以下同じ。)について適用し、同日前に行った電子取引の取引情報については、なお従前の例による。

附 則 (平成二一年三月三一日財務省令第二二号)

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年七月九日財務省令第六一号)

- 1 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。
- 2 改正後の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則(以下「新規則」という。)第五条第一項第一号の規定は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に提出する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第六条第一項又は第二項の申請書(以下この項において「申請書」という。)について適用し、施行日前に提出した申請書については、なお従前の例による。
- 3 新規則第六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、施行日以後に提出する 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法

律第七条第一項又は第二項の届出書(以下この項において「届出書」という。)について適用し、施行日前に提出した届出書については、なお従前の例による。

附 則 (平成二七年三月三一日財務省令第三六号)

- 1 この省令は、平成二十七年九月三十日から施行する。ただし、第八条第一項第一 号の改正規定及び附則第三項の規定は、平成二十八年一月一日から施行する。
- 2 改正後の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則(以下「新規則」という。)第三条第三項、第五項及び第六項の規定は、この省令の施行の日以後に提出する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第六条第二項の申請書(以下この項において「申請書」という。)に係る国税関係書類(同法第二条第二号に規定する国税関係書類をいう。以下この項において同じ。)について適用し、同日前に提出した申請書に係る国税関係書類については、なお従前の例による。
- 3 新規則第八条第一項の規定は、平成二十八年一月一日以後に行う電子取引の取引情報(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第十条に規定する電子取引の取引情報をいう。以下同じ。)について適用し、同日前に行った電子取引の取引情報については、なお従前の例による。

附則 (平成二八年三月三十一日財務省令第二六号)

- 1 この省令は、平成二十八年九月三十日からから施行する。ただし、第五条第一項第一号の改正規定並びに第六条第一項第一号及び第二項第一号の改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定は、平成二十九年一月一日から施行する。
- 2 改正後の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則(以下、「新規則」という。)第三条の規定は、この省令の施行の日以後に提出する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の

保存方法等の特例に関する法律(以下「法」という。)第六条第二項の申請書(以下この項において「申請書」という。)に係る国税関係書類(法第二条第二号に規定する国税関係書類をいう。以下この項において同じ。)について適用し、同日前に提出した申請書に係る国税関係書類については、なお従前の例による。

- 3 新規則第五条第一項第一号の規定は、平成二十九年一月一日以後に提出する法 第六条第一項又は第二項の申請書(以下この項において「申請書」という。)に ついて適用し、同日前に提出した申請書については、なお従前の例による。
- 4 新規則第六条第一項及び第二項の規定は、平成二十九年一月一日以後に提出する法第七条第一項又は第二項の届出書(以下この項において「届出書」という。) について適用し、同日前に提出した届出書については、なお従前の例による。